平成24年度第1回金沢市景観審議会
日時　平成24年10月17日（水）午後1時30分～午後3時
場所　金沢市庁舎7階全員協議会室
1.開会
2.局長あいさつ
3.会長・副会長あいさつ
4.議事

(1)審議事項

（会　長）
　それでは早速議事の方を進行していきたいと思います。まず審議事項としまして、「沿道景観形成条例に基づく区域指定（東インター大通り区域）について」ということで、事務局の方から説明をお願いします。

（事務局）
　それでは、「沿道景観形成条例に基づく区域指定（東インター大通り区域）について」説明いたします。
　まず、本日の審議案件は、「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」第7条第3項および第8条第5項に「沿道景観形成区域を指定するとき、あるいは沿道景観形成基準を定めるときには、あらかじめ金沢市景観審議会の意見を聞かなければならない」と規定されておりますので、このたび当審議会にご意見をお伺いするものです。
　現在、金沢市では市内全域を対象として景観条例と屋外広告物条例により景観誘導を行っているところです。東インター大通り沿道は、その大部分が景観条例、屋外広告物条例の中でも最も緩やかな基準で規制されています。そこで、沿道景観形成条例に基づき、区域を指定して若干の上乗せ基準を定めたいと考えています。
　この沿道景観形成条例に基づき、沿道景観形成基本計画が策定されています。基本方針としては、「金沢らしさ、地域らしさが感じられる個性と魅力ある沿道景観づくり」「統一感、連続感のある心地よい沿道景観づくり」「道路特性を踏まえた沿道景観づくり」、この三つの柱を基本方針としています。市内の主要な幹線道路を対象として、沿道景観の性格ごとに類型化し、そのタイプに応じた沿道景観の在り方、区域指定、基準策定にあたっての基本的な方向性を示すものです。
　対象となっている路線は、沿道景観の性格に応じて七つのタイプに類型化しています。東インター大通りについては、一部が都市の道、一部が郷の道という形で性格分けがされています。
　沿道景観形成条例に基づく指定済みの区域は、現在2路線が指定されています。いず

れも地元住民主体の協議会が既に存在しており、その協議会と相談しながら沿道景観形成基準を策定してきたところです。

西インター大通り区域ですが、野町・広小路から北陸自動車までの 4.6km の区間です。諸江通り区域ですが、広岡 1 丁目の交差点から 8 号線を過ぎまして問屋町の交差点までの 7km の区間です。

これらの区域は平成 21 年 4 月に指定されています。

区域指定後の誘導成果を少し紹介させていただきます。

西インター大通り区域のこの建物は、条令の区域指定後に基準に基づき、独立広告の高さ、サイズ、色合い、建築物の外壁色について改善していただいた事例です。

同じく西インター大通り区域の例です。区域内において屋上広告を禁止とする基準が定められておりまして、借り主が変わったときに屋上広告を撤去していただいているという事例です。

諸江通りの区域の例ですが、同じように独立広告、あるいは建築物の外壁色について、借り主が変わかったときを見計らって基準に適合させていただいた例です。

続いて東インター大通りの現状ということで紹介させていただきます。

まず、景観的に配慮された交差点の建物が通りの景観を引き立てているという現状の例です。駐車場の植栽が車の見え方を緩和している、見え方を和らげているという事例です。

これは公の部分での整備ですが、緑地が配置されており、通りに潤いを与えている例です。

それから交差点部の植栽が景観形成に寄与しています。このように街路樹が潤いのある景観を創出している例です。あるいは中央分離帯の植栽も見受けられます。

一方、もう少し配慮が必要なところもありまして、建築物の外壁色が鮮やかすぎるというところで、少し配慮が必要だという事例です。

それから、看板が大きくて色使いも派手であるということで、少し景観への配慮が必要だという事例です。

こちらも看板の話ですが、大きすぎる看板、広告物が設置されているということです。

それから屋上広告です。先ほど西インターの例でもありましたが、当該路線においても屋上広告を禁止したいと考えております。後ほど説明させていただきます。

それから野立て広告と呼んでおりますが、第三者広告が乱立していて景観を損ねている例です。

沿道に繁茂する雑草が景観を損ねている例です。

民地ですが、空き地の雑草が少し雑然とした形になっています。

このような現地調査を踏まえて基準の作成をしてきたわけですが、その基準、あるいは区域指定までの検討経緯について簡単に説明いたします。

まず地元協議会、東インター大通り景観形成協議会という団体が平成 23 年 7 月に発足

しています。沿道の町会の町会長、生産組合長、それから、この協議会は4校下にまたがっており、それぞれの連合町会長37名で構成されている団体です。会が発足した後に勉強会等を重ねまして、まず通りの現況調査を行っています。路線が非常に長いので、区間ごとに分かれて調査を行いました。

その後、調査の結果を踏まえて、見えてきた課題を整理する、あるいは東インター大通りの景観特性を把握していきました。その上で景観形成方針を検討しました。それを踏まえて、地元協議会として、沿道景観形成区域、あるいは基準の案を作成してきたところです。

もう一つ、金沢市が条例に基づいて設置する金沢市沿道景観形成協議会という会がありまして、この両輪で基準を決めてきたということになります。この金沢市沿道景観形成協議会は、沿道景観形成条例に基づいて、沿道景観の形成に関して必要となるべき措置ついて協議するための組織で、学識経験者、市民、事業者、道路管理者で構成されています。この両方で基準の案を作成し、その案を基に沿道の住民や沿道の事業者に対しての意見交換会を行い、道路管理者からの意見聴取も行った上で本日に至ります。

地元協議会の現地調査の状況です。距離がかなり長いので区間ごとに分かれて調査しているという状況です。この調査が終わった後に結果を集約しています。各区間ごとに集約して、その協議会全体として情報共有をしなければいけないので、区間ごとに張り出して、代表者から景観の良いところ、悪いところを説明していただいて、地元協議会として情報を共有しました。

その後、景観形成方針を検討し、区域、基準の案を検討してきました。地元としての案が固まったところで、沿道の住民、事業者、土地の所有者も含めて意見交換会を実施して意見を集約してきました。

それでは沿道景観形成区域の案、沿道景観形成基準の案について説明いたします。

まず沿道景観形成区域です。位置関係を言いますと、こちらが馬場小学校のある国道の東山交差点です。それから乙丸陸橋を渡り、高柳交差点、国道8号線を通過し、こちらに金腐川が流れておりまして、そこに田中橋という橋が架かっています。この東山交差点から田中橋までの区間の4kmを沿道景観形成区域としたいと考えております。

景観の特性に合わせて、Ⅰ～Ⅳの区間に分けています。

Ⅰ区間は、田中橋から田中町の国道8号線の交差点まで。Ⅱ区間は、田中交差点から高柳交差点まで。Ⅲ区間は、高柳交差点から乙丸陸橋を渡り、森山北交差点までの1.8kmとしています。Ⅳ区間は、森山北交差点から東山交差点までとしています。

沿道景観形成区域の延長は今説明しました。区域の幅ですが、道路境界から両側 40mの区間を区域幅としたいと考えております。

この通り全体として「沿道景観をどのようにしていくか？」というところの基本方針を定めております。「田園景観から金沢の伝統的街並みに至る景観的グラデーションを演出しつつ、通りとしての調和と統一感に配慮することで、心地よい沿道景観を創出する」

というものです。

これまで４区間に分けると説明しましたが、区間ごとの方針も定めております。

まずⅠ区間の方針は、「開放感のある田園景観の保全による、潤いのある心強い景観づくり」です。Ⅱ区間は「金沢への玄関口としてふさわしい風格と田園景観との調和に配慮した景観づくり」です。Ⅰ区間は田園景観保全がキーワードになっており、国道８号線から市街地に向かうⅡ区間については、田園景観との調和という言葉がキーワードになっています。こちらについては、沿道サービス地区に指定されているということもありまして、単に田園景観を保全するだけではなくて、そこに沿道サービス的な飲食店等が立地できる環境にありますので、そういう建物についても田園景観との調和を図りたいということで「保全」という言葉と「調和」という言葉で棲み分けを行っております。

Ⅲ区間は「金沢の中心部に向かう期待感を与え、品格と秩序のある景観づくり」になります。

Ⅳ区間は、「伝統的な街並みへの導入部分としての演出と秩序と統一感のある景観づくり」になります。少し場面展開が変わってくることに合わせて区間ごとの方針を定めることとしています。

沿道景観形成基準の案をご説明します。

まず基準の構成ですが、六つにカテゴライズしています。

１番目は、道路・道路付属物の基準です。これは主として道路管理者が守るべき基準になります。２番目以降は、沿線の住民の方々が守っていただく基準としておりまして、２番目は屋外広告物の基準、３番目は建物や工作物、４番目は土地の形質という言葉を使っていますが、宅地造成や駐車整備などの基準です。５番目として緑化、６番目はその他ということで、順に説明します。

これから説明する基準は、区域指定後に一斉にその基準に適合させなければならないというものではありません。例えば広告物であれば、看板の板面の改編、建物であれば新築・増築・改築等の建築行為の際に届け出ていただいて、基準に適合するように改善していただくというものです。

それでは道路・道路付属物の基準から説明いたします。

まず、誰もが安心して利用できる道路構造として適正な維持・管理を行う。当たり前のことなのですが、再度ここで東インター大通りの特性を鑑みてお願いするというものです。

歩道舗装は、統一的な景観演出に配慮する。それから、街路樹の連続的な配置および適正な維持・管理に努めるといった基準があります。しばらく道路の基準が続きますが、注意喚起等の路面塗装は伝統的な色彩で行うというものです。

写真は、自転車軌道帯の例ですが、警察の方ではこういうものを青色にしたいということがよくありまして、金沢の場合はそうではないということで、既に灰桜の色や茶系の色で進めているところです。自転車軌道帯もありますし、交差点部分のイメージハン

プといいますか、交差点を明示するような塗装についても、奇抜な色を使うのではなくて伝統的な色彩を使っていただきたいという基準です。

道路付属物の色彩については、通りとしての連続性に配慮するという基準があります。また、道路付属物の集約化や意匠の統一ということでの基準も盛り込む予定です。

信号機については交通管理者が所管しているもので、照明灯については道路管理者が所管しているということですが、こういうものを同じ支柱に載せることで、支柱を極力減らし、すっきりとした沿道景観を創出していくという趣旨の基準です。

主要な交差点では、植栽やデザインの良い誘導案内板等による景観演出を行うといった基準も設けています。景観条令の基準にはあまりないような沿道景観的な基準になろうかと思います。交差点での見え方、移動景観の中での見え方ということで、こういう基準を設けています。

道路付属物の色彩については、区間別に性質に合わせて分けていまして、まずⅠ・Ⅱ・Ⅲ区間については、グレーまたは濃茶としています。一番市街地に近いⅣ区間については濃茶としています。道路付属物というのは、照明灯、ガードレールなどの防護柵といったものの色彩を区間別に規定する基準です。

以上が、道路付属物に関する基準です。

続きまして、屋外広告物に関する基準について説明いたします。

屋上広告は、屋外広告物条例になりますが、屋外広告については現状の基準では第三者広告を付けてはいけないことになっています。自分のビルに自分の広告を付けることは可能ですが、今回の沿道計画形成基準では屋上広告はすべて禁止としたいと考えています。これにより、すっきりとした沿道景観の創出を図っていきたいと考えています。

独立広告は、地面から生えている独立した広告のことを指しますが、これは、現行の屋外広告物条例の基準では基数に制限がありませんが、上乗せ基準として、このたび 1 住所に 1 基までということで基数の制限を加えたいと考えております。

第三者広告（自家広告以外の広告）は、上乗せの基準として、高さ、面積、色・数の条件を付して誘導を目的とするもののみ了承したいと考えております。

また、広告物全体の基準として、蛍光塗料、あるいは赤や黄色などの原色の面的な使用や、点滅照明、電光掲示板などは禁止したいと考えています。こちらについては既に屋内広告物条例にも規定されているところです。そのほか、支柱の色彩は金属色になりがちですが、こういうものについても低彩度の（鮮やかではない）茶色やグレーにしてもらうということで基準に明記する計画です。

続きまして、建物と工作物に関する基準です。

高さについては、沿道の街並みとの調和や連続性に配慮するという基準があります。こちらも上乗せ基準として、主要な交差点に面する建築物等は、壁面の意匠等の工夫に努めるということで、これも景観条例にはない考え方です。

沿道を走っていますと、主要な交差点に面する建物はアイストップになることが多い

ので、そういうところで壁面等の意匠を工夫するという基準です。

それから、敷地境界付近ではブロック塀等は避け、生垣や植栽の設置に努めるというものです。

区間別の基準として、壁面の位置についても規定したいと考えております。

まず、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間については、壁面の位置は東インター大通りから原則として１ｍ以上後退するというものです。こちらについては、当該道路に広い歩道がありますが、そこにすぐに建物があるということになりますと圧迫感がありますので、建物自体はそこから最低でも１ｍ以上後退していただくという基準です。

一方、Ⅳ区間に関しては、現状、景観特性として、歩道と民地の境界部ぎりぎりのところまで建物が建っている状況が見受けられます。これも大切な景観特性だと捉えていまして、Ⅳ区間に関しては現状の壁面線を傷めることなく、できる限り壁面の位置をそろえるということで、基準を区間別に区別しています。

建築物の外壁色に関する基準ですが、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間においては、グレーや落ち着いた色調を基本とするということで考えております。

Ⅳ区間の外壁色については、もう少し踏み込んだ基準としておりまして、グレー、中低明度、低彩度の茶というようにある程度限定しています。あまり明るい色を避け、明るくなくて鮮やかではない茶色やグレーの落ち着いた色調とする基準を設定したいと考えております。

Ⅰ～Ⅲ区間の形態・意匠に関する基準ですが、奇抜な形態・意匠があったり、屋上に広告があるようなものではなくて、上部の形態を整えるなど、すっきりとした景観形成を図る目的で、このようなことを求めていきたいというものです。

Ⅳ区間は景観特性ががらりと変わりますので、勾配屋根、あるいは伝統的な意匠の採用に努めるということです。例えば駐車場がむき出しになっている状態や、屋根の色が少し鮮やかなものになっているという状況に対して、壁面線をそろえていただいたり、瓦の色を伝統的な色彩にしていただく。これはもちろん、敷地の条件等にもよりますが、求めるべきものは、こういう形態・意匠だということです。

続きまして、土地の形質に関する基準です。

土地の形質の変更を行う際、例えば建物のあるところから駐車場に変わるとか、堆積場にするとか、そのように土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮してくださいという基準を載せています。こちらについては、現行の景観条例にも同じことが載っていますが、あえて再掲しています。駐車場については、道路境界付近の植栽や周囲の生垣緑化、路面緑化等の修景に努めるという基準も盛り込んでいます。

緑化に関する基準ですが、上乗せ基準として、金沢への来訪者や施設利用者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の植栽、緑化に努めるというものです。それから、これも上乗せですが、独立広告等の足元の緑化や建築物の屋上緑化・壁面緑化等の検討を行い、周辺の街路樹と一体となった緑化空間の創出に努めるというものです。

それから、落ち葉清掃等の維持・管理活動に協力する。これは地元協議会の強い意向もありまして、皆さんに協力していただきたいということで、こういう精神論的な基準も盛り込んでいます。

Ⅰ～Ⅲ区間の区間基準ですが、1 敷地に 1 本以上の中高木の植栽に努める。Ⅳ区間においては壁面線がそろっていますので、プランター等による軒先緑化もしていただくということになるのですが、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間においては、１m以上セットバックした空間に、1 本以上の中高木の植栽をしていただくという基準です。

最後になりますが、その他の基準というところで、設備機器については、道路から見えにくい場所に設置するというのが原則です。見えにくい場所に設置できない場合については、目隠し修景を行うということです。

イメージ的には、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間に近いようなものになり、こちらはⅣ区間に近いようなものになります。屋上に少し影が見えますが、室外機が並んでおりまして、それを目隠しルーバー、あるいはルーバーフェンスと呼んでいますが、そういうものを設置することで、上のラインを整える効果があるということで目隠し修景を行う。ここは現行の景観条例の景観誘導の中でも強く言っているところですが、沿道景観形成基準においても強くお願いしていきます。

このほか、物件を堆積する場合には適正な維持管理を行う。周囲の緑化等による目隠し修景を行う。

道路占用物にいては、華美でなく洗練されたデザインにするようにします。

これはバス事業者が設置するものですが、こういうものを道路占用物と呼んでいますが、そういう基準も盛り込んでいます。

先ほど落葉清掃の話もしましたが、同じような基準で、ごみの清掃等の適切な維持・管理により、沿道景観の向上に努めるという基準です。

こちらは昨年発足した地元協議会で、東インター大通り景観形成協議会です。

昨年度末に沿道の住民と事業者に呼び掛けて、雨で大変寒い日でしたが、約 100 人の方に出ていただいて、清掃活動をしていただきました。地元協議会としては、このような美化活動を毎年実施していくとお聞きしています。

以上が、沿道景観形成区域、および沿道景観形成基準の案です。

届出の対象となる行為ですが、今後運用開始になれば、このようなものが届け出の対象になります。読み上げます。建築物等の新築・改築・増築・移転・財産の変更、もしくは色彩の変更をするときには、沿道景観形成区域内行為の届け出が必要になります。また、広告物の設置や内容の変更（色彩の変更も含む）をするときにも条令に基づく届出が必要になります。土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積についても届け出の対象となります。

今後の予定です。

本日、当景観審議会でご意見を賜わるということになります。その後、金沢市の屋外

広告物審議会については、広告の基準の部分について条令に基づいて意見を聞かなければならないとされておりますので、こちらでも広告の基準について意見をお聞きすることになります。その後、案が固まるわけですが、今度は基準運用に向けた説明会ということで、これは沿道の住民、事業者、土地所有者、それから各業界、広告物の組合や建築士会などの説明会を実施した上で、平成 25 年度に運用を開始していきたいと考えています。

以上が、東インター大通りの沿道景観形成条例に基づく区域指定についての説明です。

（会　長）

どうもありがとうございました。それでは今ほど説明のありました内容について、意見や質問がありましたら、お願いしたいと思います。

（K委員）

4 ページの一番下、Ⅰ区間からⅣ区間までありまして、平面的には四つに分かれるのですが、一番下の断面的な、陸橋があって上る所、乙丸陸橋の上に新幹線の高架が走っている、こういう変化点とここにも書いてあるのですが、このⅢ区間で高柳側と森山側ですか、ここは一つになっているのですが、少し変える必要はないのかなと。現状も教えていただきながら、どういう経緯だったかということをお聞かせください。

（事務局）

この区間分けについては、Ⅱ区間とⅢ区間というのは明らかに分けなければいけないというように考えています。都市計画上では市街化区域と市街化調整区域がⅡ区間とⅢ区間の分かれ目です。Ⅱ区間では田園景観との調和という部分、Ⅳ区間については、歴史的な街並みに近づいていくということで、景観としては、はっきり変わりますので、ここでは変えなければいけないと考えております。

残りのⅢ区間なのですが、当時、地元協議会との話の中で、Ⅱ区間が終わって、乙丸陸橋に差し掛かって期待感があると。乙丸陸橋の頂上まで来れば市街地を臨めるという部分で、ここは歴史的な空間への導入前の空間として、上るときに金沢への期待感があって、眺望が開けるという部分で一くくりにしたということです。

（K委員）

5 ページ以降の方針として、期待感と統一感とを丸でくくっている内容が少しやはり。それから、主に東インターから来るときの景観、シークエンスを基にした計画ですので、Ⅲの中でもきめ細かいことが考えられるのであれば、何となくⅣに近いようなところと陸橋の反対側とを変えられるような方針づくりというのもあるかなと思いました。

（事務局）

区間分けについては、地元との話の中で増やした経緯があります。Ⅰ区間とⅡ区間は実はまとめたらという意見が最初はありました。これについては、当時基本計画の中でもここで性格が分かれているということもありましたし、国道８号線から北側と国道８号線から市街地へ向かう区間においては景観特性を変えた方がいいということで、ここについては二つに分けてきた経緯があります。

私どもとしましても、シークエンスということで考えてはいるのですが、あまりたくさんの区間に分けると煩雑になるということも一方ではありまして、最終的に地元との話の中でこのような分け方にしたということでご理解いただければと思います。

（会　長）

ほかにいかがでしょうか。

（Ａ委員）

今問題になっているところを通ったことがあまりなかったものですから、このお話があってから車で通ってみました。そうしたら、乙丸陸橋の色がとても汚くて、寂れた、すさんだ感じでした。簡単に、もっと頻繁に塗り替えられないのでしょうか。

（事務局）

それを感じますのは、実は乙丸陸橋自体はほとんど茶色に変色していて一色だと思うのですが、照明灯がものすごく汚れた状態になっているので、もしかしたらそのように感じられたのかなと思うのです。それについては道路管理者も清掃などできることについては確認させていただこうと思います。

（会　長）

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

（Ｃ委員）

素朴なことですが、東インター大通りの道路の管理者はどちらですか。

（事務局）

東警察署から北側については石川県になります。東警察署から南については金沢市になります。最後のⅣ区間のどんつきの国道については、国道ですが県管理の国道ということになります。

（Ｃ委員）
　そうすると東山の方は市道で、東署から海側の方が県道。

（事務局）
　はい、そうです。

（Ｃ委員）
　こういう細かさというのは極めて大切だし、地道にやってこられたのだけれども、整備の人は大丈夫？　むちゃ振りかもしれないけれども、一番大切なのは道路管理者です。道路整備課もそうですよね。

（事務局）
　そこにつきましては、県の担当部署とも意見交換をさせていただいた上でつくった基準ですので、もちろん大丈夫でございます。清掃活動等、地元の協議会の活動についても、ご協力いただけるということで話は進めております。

（Ｃ委員）
　それが一番心配だったので。

（会　長）
　ほか、いかがですか。

（Ｆ委員）
　素朴な疑問なのですが、5 ページの下の方、建築物等の区分けで、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間とⅣ区間での違いということで、Ⅳ区間だけは建物をそろえると。その手前のⅢ区間では１ｍのセットバックということですが、この辺の基準の背景のようなものはどういうことですか。

（事務局）
　まず現況を調査した上で、守るべき景観特性は何かということを考えたときに、Ⅳ区間については、境界付近で壁面線がそろっている状況でした。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間については現状でも離れているものがほとんどということもありまして、各々の景観特性を保全、あるいは強調していくということで、区間別の基準を定めていこうというころです。

（事務局）
　Ⅳ区間にいては、景観条例上、伝統環境調和区域で、景観上の特性が著しい場所とい

うことで、Ⅳ区間だけ壁面をそろえるということも踏まえた上での景観条例上の網掛けが既にされているということで、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間とⅣ区間は分けさせていただいたということです。

（Ｆ委員）

その関連かもしれませんが、あの辺のロードサイドショップなどでは、前面に駐車場を持ってきたりというのは当然の流れだと思うのです。景観特性というのもありますが、一律でその方向に流れていますかね。歴史的な部分で、前面に駐車場も持たない。同じエリアだと思うのですが、最近の事例では、スーパーが１軒、前面にかなり広い駐車場を持って造られているということです。実際に、このような方向付けをすることによる効果、その辺の重さというのはありますか。

（事務局）

それにつきましては、現行の景観条例でも私どもの窓口で受けております中で、区域によっては壁面線をそろえるところもあります。こまちなみ保存区域では壁面線をそろえると。ただＦ委員がおっしゃいましたように、最近の流れとして、前面に駐車場を設けるタイプが増えています。ビルドインにしていただいて壁面をそろえるというのが一番いいのでしょうけれども、そうもいかない場合に、壁面線をそろえるという思想がある中で、壁面線がそろっているというテイストをどのように表現するかということになってくると思うのです。例えば前面の角のところに植栽をすることで、完全に下がったという雰囲気を少し緩和するなどです。駐車場は前に付くから、あとはどうしようもないということではなくて、前面に植栽を作るなど。あるいは本当は門のようなものを付けられれば一番いいのですが、そうもできない場合には植栽等で見え方を少し緩和していただくということも現在行っているところです。

（Ｆ委員）

その方向でよろしいかと思うのですが、Ⅳの区域の手前のⅢの部分でも、できればそういう指導をしていっていただきたいと私は個人的に思うのですが、この書き方だと、それはしなくていいよという感じではないですかね。そんなことはないですか。

（事務局）

この点については、Ⅳ区間は壁面線をそろえるし、この基準の読み方でいきますと、Ⅲ区間は１ｍ以上後退するという内容にしています。植栽の基準にもありますように、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間についてもセットバック空間に１本以上の中高木を植栽するという基準としていますので、こういうものと併せて、Ⅳ区間について、壁面線がそろっているテイストを出していくということは考えていかなければいけない。Ⅲ区間についても、6

ページにありますように、「1 敷地に 1 本以上の中高木の植栽に努める」という条項は残しています。

（会　長）
　Ｆ委員の言わんとしていることは、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区間の表現だと壁面をそろえることの意味よりも下げることの方が重要ですよというように読み取られてしまわないかと。

（Ｆ委員）
　Ⅲ区間に関してはそのようにみえるので、そのように指導していくと言いますか。

（事務局）
　この基準に基づいて景観誘導ということで指導していかなければならないと考えております。ただ、それをきちんと読み取れるようにということで、表現の仕方については、何か良い表現の仕方がないか少し検討させていただければと思います。基本的な考え方は、この基準に基づいて指導していくということです。

（会　長）
　いろいろなものが混ざり込んでいて一番難しいところなのではないかと思います。

（Ｋ委員）
　関連して。今Ⅲ区間も大小はあると思うのですが、1 敷地 1 本以上という中で、大きなものはもう少し入れてくださいということですか。

（事務局）
　そうですね。

（事務局）
　最低でもというニュアンスになるのですが、西インター大通り、あるいは諸江通りについても同じようなことがあるのですが、細い道に 1 本だけという思いは全くないわけでございまして、そのように読まれてしまうのではないかということですね。
　しかも敷地の大きいところについては、景観条例、上乗せ基準の話ではなくて市内全域にかかってくる景観条例にも植栽の基準がありますので、心配はありません。

（Ｋ委員）
　分かりました。
　もう一つは、先ほどⅣ区間の軒下のプランター、これはここに関して言えば、ちょっ

と乱雑に見えないこともないと思うのですが。これは望む形なのか、どう見極めるのかなと思って。

（事務局）

ただ壁面線について何もしないのではなくて、プランター等による緑化に努めていただいた方が沿道としてはいいことは間違いないと思っております。ただ写真の事例はあまり良いものではなかったということで、申し訳ございません。

（Ｅ委員）

5 ページの基準ですが、道路・道路付属物に関する基準のところで、少し気になる表現があります。区間基準というところですが、それぞれの区間について特定の言葉でデザインのイメージを与えるような表現になっているかと思うのです。Ⅰ・Ⅱ区間については「素朴な」という言葉がありますし、Ⅲ区間については「個性豊かな」というのがあります。その前に付いている「田園景観に調和した主張しすぎない」とか「中心部に向かう期待感を抱かせる」というところはいいかと思うのですが、道路・道路付属物というのは景観の中では、基本的に地と図で言うならば地であって、主張しない方がいいかなと思うのです。そういった中で、特定の言葉で、こういうテイストのデザインにしてくださいということを出すことがいいのかどうかという事を運用を通じて、うまく指導されていけばいいのかもしれませんが、少し気になったところです。

例えばⅠ・Ⅱ区間の「素朴」と言わずに「簡素」と言えばいいのかなという気もしますし、一番危惧されるのはⅢ区間の「金沢らしい個性豊かな」というところが、何か危険な香りがするというように感じました。

そういう意味では、共通基準のところに、基本は地となるべきであってというようなことが入った上で、少しデザイン密度を上げていくというようなニュアンスになるといいかなという感じがしました。

（事務局）

貴重なご意見ありがとうございました。ここところの言い方につきましては、道路管理者とも何度か意見交換をしておりまして、委員のご指摘の面につきまして、検討する余地があるかなというように。道路管理者の方からは、どちらかというと委員のご指摘のあったような視点からご意見いただいているところを、こちらの方で少し色付けしたいというところがありまして、こういう形にさせていただいたのですが、ここについても文言については検討して整理したいと思います。また併せて道路管理者の方とも意見交換いたしたいと思います。ありがとうございました。

（会　長）

私から、今の話と関連しているので一言お伺いしたいのですが、私も、出なければ後で言いたいと思ったのですが、今度、割と積極的な言葉が幾つかあると思うのです。もちろん景観づくりしていくときに、その場にふさわしい方向に向かって誘導していくというのは望ましいと思うのですが、その次には向かうものはかなり明快で、かつ望ましい方向が見えていないと良くないと思うのです。そういう点で見ると、今度は「演出」や「個性ある」という言葉が幾つか出ているのです。「演出」といったときに、何に向かって演出するかというのは非常に大きな意味を持ってくると思うので、今後エリアごとの調査をしっかり行い、向かうべき演出の方向を望ましい方向に示せるように多分すんなり入るのではないかと思います。そうしないと演出過多というのは一番困ると思っているので、これが一つ気になるということです。

それから、交差点のところを少し特化させるというか、区間がかなり長いので、多少抑揚感が出ないと退屈するのではないかという思いもあって、こういう取り扱いも出てきているのかなと思うのですが、交差点のところで「個性ある景観創出」という言葉が出ているかと思います。その辺も、個性というのはいろいろな個性があると思うのです。望ましい個性もあれば、必ずしもその場にふさわしくない、際立つことだけを求めた個性もあると思うのです。その辺の表現も微妙で難しいなと思いながら見ていたものですから、参考の意見として検討を加えてもらえるといいかと思います。

（Ｉ委員）

別に申し上げない方がよかったかもしれませんが、道路の景観を検討するときには、どう見えるかという視点というものが必要なわけです。そのときに、関係するところで、道路を歩いている時の歩行者が目にする視点による計画と、車で目にする視点の二つあると思います。建物部会での審議では、植栽などの方では必ず木の大きさについて議論しているが、これは極めて有益な話でして、これは歩行者の視点で見ているものだし、大切だと思うので、続けていくことが、これはこのエリアだけでなく、ほかの沿道景観でもそうだと思うのですが、そういうことが必要ですよね。

（事務局）

はい。今の部分については貴重なご意見をいただいたと思っております。基本的には住民の方と現地調査をするときに、冒頭に説明させていただいたとおり、東インターから入ってくる方をお迎えするというような視点で全体が作られているということは間違いありません。ただ、そのときも実際に沿道を歩いて歩行者の視点、それから今ご指摘があった車での視点を踏まえた上での基準づくりをさせていただきました。それから、金沢から離れるときについても、一応議論はさせていただいております。ただ、住民の方と一緒にやっているので、お迎えするというところが色濃く出たかなというようには

思っております。それで今ご指摘いただいた件につきましては、実際に運用していく中で、これはあくまでも大きな基準をつくったわけで、その後に運用がありますので、細かい運用基準を決めていく中で住民に留意しながら対応してまいりたいと考えております。

（会　長）
いかがでしょうか。

（Ｃ委員）
県の方が委員にいますのでお聞きしますが、この道路は３種４級ぐらいの道路でしたか。

（Ｒ委員）
これは多分４種の２級かだと思います。

（Ｃ委員）
ともかく、東インターに近づくと中央分離帯がありますね。中央分離帯でセイタカアワダチソウがものすごく繁茂していないですか。

（Ｒ委員）
雑草があります。

（Ｃ委員）
ああいうものが景観を悪くしているよね。
それから国のＱ委員のところもやっていると思うし、市もやっていると思うのですが、地中化の事業は、どちらで行っているのですか。

（Ｑ委員）
今私どもがやっているのは、東山の交差点から浅野川大橋までの区間を今ちょうど事業化させていただいていて、今現在、東山から東インター大通りまではまだ至っていません。

（Ｃ委員）
この区間ですね。

（事務局）

そうですね、その区間をやっている。ただ無電中化については、5 カ年計画に基づいて実施しておりまして、東インター大通りは次期 5 カ年にはまだ盛り込まれていませんが、長期的には無電中化すべき路線として位置付けられてはいます。

（Ｃ委員）

景観について議論していくのはとても大切ですが、実際の役所間の工程のすり合わせや事業のすり合わせを上手にやらないと、結局は絵に描いた餅になってしまいますので、なるべく管理者同士の緻密なコミュニケーションを図ってほしいと思っています。

（事務局）

はい。大切なところでございますので、関係機関と十分協議させていただきます。

（会　長）

ほかはいかがでしょうか。

（Ｆ委員）

今ほどの皆さんの議論を聞いていて、先ほどのⅢ区間、Ⅳ区間のセットバックのあり方も含めてなのですが、どういう姿になるのかと。それを絵にするのは危険だったり、難しかったりすると思うのですが、少なくともこういうことを議論するときに、道路断面等を建物の基本的なスケールも含めて議論していかないと、道路空間が持っている特質というのはなかなか見えにくいのではないか。もちろん現地を歩いて標本採取して、それぞれの細かいディテールに至るまでの議論も必要だと思うのですが、見える方向性としてはそういうものも必要なのではないかというような気がしました。

（会　長）

ほか、いかがでしょうか。今ほどいろいろな意見が出たかなというように思うのですが、今度は基本的な基準作りということで、今後運用していく中で、細目等いろいろな形で詰めていいかなと思います。できる範囲の中で、ニュアンス絡みの表現については、本来あるべき姿の方に向かうように努めていただくということでお願いしたいと思います。

いろいろ出た意見については参考意見ということで今後取り扱っていただくということで、基本的に事務局提案の案については、答申ということで、よろしいでしょうか。

＊＊＊異議なしの声あり＊＊＊

（会　長）

はい。では、そういうことで、答申ということで、よろしくお願いしたいと思います。

(2) 報告案件

（会　長）

それでは続きまして、報告案件が２件ありますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは事務局より、専門部会の報告を行います。

専門部会の報告は、お手元の資料の資料番号２、資料番号３になります。

専門部会は七つありまして、今年度に入りまして開催した専門部会は４部会です。建物部会が６回、緑化推進部会が２回、用水みちすじ部会が１回、計画部会が１回開催されています。審議案件のうち継続審議となっている案件もありますので、本日ご報告いたしますのは、お手元の資料番号２の計画部会と資料３の用水みちすじ部会において審議いただいた案件について一括してご報告いたします。

はじめに計画部会の報告を行いますので、資料２をお開き願います。

資料２ですが、「金沢風致地区内における建築等の規制に関する条例（仮称）の制定について」になります。

まず最初に、風致地区ですが、「風致」を辞書で調べますと、「自然の風景などの持つ趣、味わい」という表現をされています。百科事典によりますと、風致地区というのは「都市計画区域内の自然的環境を主体とした都市景観を維持するために特に必要とされる地区が指定される」という表現になっております。

それで本日お手元にお配りさせていただきました「風致地区のしおり」というパンフレットで、風致地区の制度についてご説明させていただきたいと思いますので、パンフレットをお開きください。

パンフレットを開きますと、左上のところに「風致地区内では１番～7 番までの行為を行う際に許可が必要」と書いてあります。建築物その他の工作物の新築や改築、増築、または移転、こういう建築行為を行うほか、木竹の伐採、土石の類の採取、そのほか屋外における土石廃棄物または再生資源の堆積、こういう行為を風致地区で行うには事前に許可が必要という制度になっております。

具体的に許可の基準ですが、建築物の建築等については、パンフレット中ほどに表があります。風致地区では地区に応じて第１種～第５種まで規制の区域を５段階に分類しております。その分類の区域に応じて建物の高さ、建ぺい率、建物の壁面の位置等について表のような基準が設けられております。パンフレット右上には、この基準のイメージ図を表記しています。行為を行う前には、あらかじめ許可を取っていただいてから実

際工事着手に入るという流れになっています。

それでは資料2の方に戻ります。

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（仮称）の制定ですが、現在は石川県条例として金沢市長が委任を受けて許可事務等を行っておりますが、このたび権限移譲に絡む都市計画法の改正により、これまでの石川県条例に代わり、市が条例を作成し、市長が許可するということになりました。

資料2の地図ですが、金沢市内には風致地区が7地区制定されており、合計で1,950ヘクタール余りの規模になっています。この地図で赤色に塗ってあるところが風致地区になります。

これから設ける条例ですが、基本的には石川県条例の内容を踏襲することになるのですが、金沢市には景観に関する条例が幾つかありますので、これらと同様な取り扱いとなるよう所要の事項を追加して制定する方針です。

現在の石川県条例の内容は七つの項目で構成されており、条例の目的、風致地区の種別、許可が必要な行為、許可が不要な適用除外の行為、許可する際の許可の基準、そのほか監督処分と罰則という構成になっています。現在の条例の構成に金沢市の方では新たに4項目を追加する予定で、こちらに書いてある（1）～（4）を考えております。

資料の2枚目で具体的な内容をご説明します。

まず1番目、「太陽光発電設備等の設置にかかる行為を許可対象に追加」です。現在、金沢市では金沢市全域に景観条令に基づき景観の基準を設けて景観誘導を行っていますが、その景観条例に基づく基準の中には、太陽光パネルの設置に関する基準も設けられています。

2枚目の右側の地図をご覧いただきたいのですが、緑色に塗ってある部分が景観条例の中で特に景観上重要な地区として、景観形成区域として定めているエリアを示しているところです。赤色のところは、先ほどご紹介しました風致地区になります。地図を見ていただきますと、二つの地区が重なっているところと重なっていないところがあるかと思います。今回風致地区の中でも重なっているところと重なっていないところでは、太陽光パネルの届出について差が出ている現状ですので、これを一律化することが目的です。

表2をご覧いただきたいのですが、これまで景観に関連する条例として、用水保全条例や沿道景観条例などに基づいて指定された区域も緑色の区域の内外にわたっていましたが、こちらも昨年度までに基準を改正し、一律、緑の地区と同じ取扱にさせていただいているところでして、今回風致条例を定める際にも、赤の区域全部を緑と同じ取扱にさせていただきたいというのが1番目の内容です。

2番目は、「建築地における緑地面積確保の基準を明確化」です。現在、風致地区内で建築工事をする際には、敷地内に植栽等、緑を設けていただくように指導しているわけですが、具体的な植栽の量については数値基準がありませんでした。そこで先ほど見て

いただいたパンフレットの中に緑被率という数字が書いてあったかと思いますが、実務上は緑被率の割合分だけ緑地を確保していただいているのですが、これを具体的に条例で数値を表記するものです。

3番目は、「有識者への意見聴取の機会を創設」です。こちらは風致の維持に関する事項について、金沢市景観審議会へ意見聴取ができるように、ほかの景観関連条例と同様に条令の中に盛り込ませていただくというものです。

4番目は、「立入検査の規定を明確化」ということで、先ほどの緑地の明文化と同様で、立入検査に関する基準が現在の条例には記載されていませんので、風致の維持等を行うために必要な場合に応じて現地立入検査をできるよう条例に明文化するものです。

これらの条例(案)ですが、風致地区のある県内の自治体は金沢市のほか七尾市、加賀市等ありますが、こういった自治体と協議しまして、今年の１２月議会で条例制定を目指して作業を進めているところです。

計画部会からの説明は以上で、引き続き、用水みちすじ部会からのご報告を行います。

(事務局)

引き続きまして、用水みちすじ部会の審議内容の報告をさせていただきます。

まず最初に、東山1丁目線8号無電柱化及び道路修景工事です。

事業主体は、金沢市土木局の道路建設課です。

対象地は東山1丁目ということで、浅野川大橋がありまして国道359、それから東山の重伝建地区へのアプローチの120mです。景観条例でいうところの伝統環境保存区域、伝統環境調和区域に属しています。それから、この全体が既に東山ひがし地区、あるいは卯辰山麓地区の重要伝統的建造物群保存地区内のものです。

この工事の目的としては、藩政期の情緒を色濃く残す東山ひがし地区との連続性に配慮した空間形成ということで、施工延長 120mで無電柱化工事を行った後で、石張の舗装、これは桜御影とグレーの御影で現況と同じような材料で石張の舗装を施す。それから、この整備に合わせて消雪装置を設置するというものです。それから照明灯が5基設置されるということです。

こちらは東山の広見が手前にありまして、こちらに休憩所、洋食屋さんがありまして、国道に向かっての写真です。

無電柱化をしますと電柱がなくなるということですが、路上機器を設置しなければいけないということになりまして、そういうものを集約配置するために、この辺の用地を少し使うということです。これは東山の休憩所の部分です。

それから路線中ほどに東山観光駐車場がありますが、公的サインの後ろ側に路上機器を集約配置する計画です。後ほど詳しく説明させていただきます。

計画平面図です。こちらは国道359がありまして、こちらに東山の休憩所がありまして、こちらは広見になります。こちらが伝建地区、こちらから向こうが東山ひがしの重

伝建地区になります。

休憩所の辺りに、先ほど言いました路上機器を集約配置する場所があります。

この辺りに東山観光駐車場がありまして、この部分も集約配置。

四角く示したものが五つありますが照明灯が設置されるということです。2 色の色分けについては後ほど説明させていただきます。

このような形で、用水みちすじ部会にご意見を聞いています。

各構成要素ですが、まず舗装材については、現況既に御影石の桜御影とグレーの御影で石張が施工されているところです。今回の無電柱化が終わって埋設管を埋めた後の舗装物件についても、同じ石材、桜御影とグレーの御影石で石張を復旧する計画を提示させていただいております。ただ、その張り方のパターンですが、現況はレンガ積みといいますか目地がまっすぐに並んでいるような張り方をしておりまして、これについては張り方を少しあらためましてランダムな形で張り直すということで計画を提示させていただいております。

こちらについては東山ひがしの重伝建地区のメーンのストリートの張り方と同じような形で、その張り方に線を立てるというものです。

先ほど言いましたように、消雪装置が新しく設置されるということで、消雪装置の散水の装置がずっと帯のように見えるのは具合が悪いですので、ノズルだけが表面に表われるような消雪装置を施工するという計画を提示させていただいておりました。

路上機器の集約配置ですが、こちらは東山ひがしの休憩所ですが、現況の平面に対しまして、茶色で示したような路上機器をこのような形で集約配置するということで、植栽帯にも若干厚みを持たせまして目隠し修景を行うという計画を提示しまして、これは了承されております。

写真で示しますと、このような形で、便宜上、手前の植栽は外してありますが、植栽帯に厚みを持たせて、植栽を手前にすることで目隠し修景を行うという計画を提示させていただいております。

こちらは東山観光駐車場前の路上機器の配置ということで、手前に公的サインがありまして、その奥になりますので、見え方としてはカバーされている状況です。

写真のイメージで示しますと、このような形で機器が設置されるということです。手前に公的サインがあってその裏側ということです。

照明灯の計画です。先ほど 2 種類で色分けしておりましたが、無電柱化をしますと電柱がなくなります。その代わりに、上にあった変圧器など地面に路上機器と言われるものが置かれますが、それを 2 カ所に集約配置するということでお話ししましたが、それでは若干足りないことがありまして、そういった場合に、路上に箱を置くのは具合が悪いということで、一部照明灯の上の部分にその機能を持たせるような添架機器を設置するような照明灯があります。これで各お宅へ分配するような装置がここに 3 機設置される。そのほか標準的な照明灯についても提示させていただいております。

このデメリットとしては少し太くなるのですが、路線の幅のスケール感から問題ないだろうということで了承されている案件です。

照明灯の形態については、現況灯篭型のようなものが付いておりますので、この形態意匠を踏襲した形で提示させていただいております。

照明灯のランプの色についても、用水みちすじ部会にご意見を聞いておりまして、提示案としましては、あまり白いものもよろしくないというところで、高速道路のような赤いものもよろしくないということで、東山伝建地区のガス燈に近いようなもので、電球色の灯りを狙ったランプを選定して設置するという計画を提示させていただいております。

無電柱化されますので、当然ながら電柱がなくなるということ。

このような計画に対して、用水みちすじ部会からの意見をいただいております。おおむね了承ということだったのですが、石張舗装については、将来的には消雪水の鉄分により、今のグレーの御影、桜の御影も少し茶色を帯びてくるわけですが、その経年後の風合いを早期に発現するために、錆御影石も混ぜてはどうかということでご意見をいただいております。これについて現在事業課の方で検討しているところです。前向きに考えているということを聞いております。

続きまして、もう一つの案件、高岡町地内無電柱化および道路修景工事です。資料 2 枚目です。

事業主体は、同じく道路建設課です。対象地は高岡町、尾山神社の前ということで、国道がありまして、尾山神社を背にして右手に文化ホールがありまして、鞍月用水、大野庄用水が流れているところです。

縦方向の南北方向の道というのは、ある程度道が整備されているのですが、東西方向の安心して歩ける道が意外とないということで、そのような歩行空間の整備と併せて無電柱化を行うというものです。

目的としましては、尾山神社の参道としての景観創出というところです。

施工延長 360m。やはり無電柱化工事を行うというものです。

そのほか、橋梁の架け替えなども工事概要に入っております。

現況写真です。左手に中央小学校のあるところです。このあたりまでくると尾山神社が見えてくるというような状況で、この路線はすべて尾山神社が見えるというところです。

もう少し進みますと、こちらに鞍月用水がありまして、この尾山橋を架け替えていくという計画を提示しております。

もう少し進みますと文化ホールが左手にあります。

これは尾山神社の前の整備。これは当該工事範囲の外ですが、参考までにということです。

この案件については、平成22年度に用水みちすじ部会で審議をいただいております。そこでの意見を踏まえて、再度計画を修正して今年度の上期に再度諮っているものです。平成22年度のご意見として、「尾山神社への軸線の連続性に対する配慮をしてください」ということがありました。そのような配慮しなければいけないというご意見に対して、既存の歩道の幅を通すことで、歩車道境界の線をとらえることで、尾山神社の軸線への連続性に対する配慮を行ったということを示しております。

尾山神社の軸線への配慮も大切だし、なおかつ文化ホール施設としての一体感も大切ですよというご意見をその当時いただいておりまして、その二つ、相反する部分もあり、それを整合させるのは事業課の方で非常に苦慮していたところですが、文化ホールとしての一体的なまとまりに対する配慮として、舗装材については同じものを使用して一体感を出すということで提示をしております。けれども尾山神社の軸線ということで、こちらの線はもちろん通るのですが、こちらの線を通したいという意思表示をするために、この空間については歩行者たまり空間と位置付けまして、若干色分けをするということで、今年度上期の用水みちすじ部会で提示させていただいたところです。

これについてご意見をいただいたわけですが、平成22年度当時の意見として、送迎車の利便性に対する配慮ということでいただいておりまして、文化ホール施設利用者の送迎車が頻繁な状態で駐車されることもありましたので、その送迎車の利便性に対する配慮として、計画としては、片側歩道とすることで車両の交通に支障のない送迎車のスペースを確保する計画で提示させていただいたところです。

舗装材については、区間別に地域の周辺環境との調和に配慮しまして、一部洗出しの区間と石張の平板ブロックの区間ということで提示させていただいたところです。

文化ホールの前については若干色分けをするという計画で、同じ材料は使うけれど色分けをするという計画でお出ししたところです。

こちらは照明灯の形態意匠。それから尾山橋の架け替えについても、コンクリート製の既存と同等のもので復元するということで了承をいただいているところです。

これは現況の尾山橋です。形態としてしっかり残っていますので、比較的復元がしやすいかなということで考えております。

架橋当時の写真も手掛かりとして取っておりまして、欄干もこの辺りから復元していくということで計画として了承されております。

以上で、整備面積ですが、繰り返しになりますが、文化ホール前の歩道については、こちらの軸線も、もちろんそうなのですが、こちらの軸線も併せて表現するということで、同じ材料は使えども色分けをするという案でお出ししておりまして、こちら側については路側帯を設ける計画でした。

この計画に対しまして、用水みちすじ部会から意見をいただいております。

まず、「文化ホール前面の歩道舗装については、色分けするのではなくて、一体的な歩行区間として平板ブロックの色彩を統一してください」という意見が出ております。大

きな意見はこれが一つでした。

それから、「文化ホール前の高木の下枝の剪定、ツリーサークルの設置、無電柱化の路上機器の配置の工夫により、可能なかぎり歩行者の歩道の有効幅員を確保してください」という意見が出ております。

もう一つ最後に、「路線南側の路側帯部分については、今後も交通の流れなどに注意し、将来において必要が生じた場合には、イメージ歩道の設置等の対応をお願いいたします」ということで、用水みちすじ部会からの意見をいただいております。これらの意見を基に現在事業課の方で計画を修正して工事に入っていくということです。

以上で、高岡町地内の無電柱化、道路修景工事のご説明を終わります。これで用水みちすじ部会の報告を終わります。

（会　長）

ありがとうございました。風致の条例については、計画部会で審議されているということで、鍔部会長の方から何かご補足があればお願いします。

（Ｋ委員）

内容に関しては、事務局の説明のとおりです。出たご意見の中では、県条例に若干補足して内容を入れるということなのですが、せっかく金沢市として内容をいろいろ検討できるということになりましたので、今後現況調査がどうなっているかということを検討しなければいけないというご意見もありました。そういったことなど今後の課題かなということです。

（会　長）

それでは報告事項ということですが、質問、ご意見ございますか。

（Ｒ委員）

太陽光発電設備等の設置にかかる行為を許可というところがありますね。建築物はすべて、工作物は 10 ㎡以上のものが対象いうことですか。

（事務局）

はい。景観条例では届出でございまして、これが風致条令になりますと許可申請をしていただくということです。それで今回、風致条令地区内においても、面積要件、建築物については「すべて」、工作物については「パネル面積 10 ㎡超えのもの」については許可申請をしていただくということです。ただ、これは届出から許可になって、規制が厳しくなるのではないかというお話が計画部会のときには出ていたのですが、それは決してそういうことではありませんで、許可基準については、既存の景観条例のその他区

域の基準で許可させていただくということで、決して規制を厳しくするということではありません。逆に、広く申請をしていただくということで、ご理解いただいたところです。

（Ｒ委員）
　分かりました。ありがとうございます。

（会　長）
　他は、よろしいでしょうか。では、各専門部会から報告については、了承するということで、よろしいでしょうか。
　では、了承するということで、よろしくお願いしたいと思います。
　それでは、他に何か特にこの場で言っておきたいというは何かありますでしょうか。
　なければひととおり審議すべきことは終了したかと思いますので、事務局にお返ししたいと思います。